

## はじめに

### ■ 戦後70年の重みを噛みしめる

2015年は、戦後70年の節目の年であった。しかし、平和と民主主義を根底に据えた日本国憲法を踏みこじる安保法制（海外派兵を可能とする「国際平和支援法」と自衛隊改正案など10の改正案を1つにまとめた「平和安全法制整備法」による11法制）が、9月19日未明に採決された。国会前や全国各地で安保法制に反対する声が高まる中での強行であり、安保法制成立後も反対の声は広がり続けている。JDは、9月24日に安保法制成立への抗議声明を発表した。

2016年3月29日には、憲法学者の多くが憲法違反を指摘する中で、集団的自衛権行使を解禁する安保法制が施行された。戦後70年にわたる反省を踏みこじる暴挙であり、新たな戦前ではないかという声も聞こえてくる。

憲法公布70年を迎える2016年、憲法改正に向けた動きも取りざたされ、「日本国憲法」の役割や意義が蔑ろにされそうな危機感も漂う。私たちは、2015年に藤井代表とNHKの共同取材により制作された番組「シリーズ戦後『障害者と戦争』ナチスから迫害された障害者たち」によって、ナチスドイツによるT4計画（ユダヤ人大虐殺の実験台としての障害者の虐殺）の事実を知った。「役に立つ人かどうか」の優生思想にその出発点があったこと、戦争が障害のある人のいのちをたやすく奪い、理性ある人を野生化させる恐ろしさに戦慄し、平和であることの重みを実感した。

また、2015年8月28日には、JDサマースクール「戦後70年と障害者」を開催し、沖縄戦のことや戦争体験のある障害のある人たちの話に耳を傾け、戦争が障害のある人を作り出すこと、戦時下に障害のある人が人間扱いされてこなかったことなど、戦争の悲惨さを、参加した500名の人たちと共有した。

### ■ 財源論・自己責任論に対峙して

社会福祉法人が内部留保をため込んでいるというバッシングに端を発した社会福祉法改正の動きだが、社会保障審議会福祉部会の報告書に基づき、7月30日には衆議院で可決（付帯決議15項目）、2016年3月31日に参議院で可決（付帯決議10項目）、成立した。今回の社会福祉法改正は、これからの社会福祉のあり方に大きな影響をもたらす。社会福祉法人は多額な内部留保（余裕財産）があるとし、地域公益活動の義務化、「他の経営体との公平性」（イコールフットィング）、介護保険施設と同様に退職手当共済制度を見直し、公費助成を廃止した。

障害者総合支援法3年目の見直しが社会保障審議会障害者部会で始まり、その審議過程で、財政制度審議会による財政健全化計画等に関する建議に大きな影響を受けた。この中で、「障害福祉のサービス需要の伸びが見込まれ、制度の持続可能性の確保、障害者の自立や就労を支援するための効率的なサービス提供、障害支援区分の導入、対象サービスの拡大、制度を支える財源・利用者負担の在り方」について言及。その後、12月14日に報告書がまとめられ、2016年3月1日に閣議決定、国会上程となった。

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ改正された際、附則に3年後の見直し規定があり、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でまとめられた骨格提言に近づく改正が期待されたが、その期待は大きく裏切られた。

地域生活拠点や就労定着支援の創設や重度訪問介護の訪問先の拡大などもある一方で、社会保障は自助を基本、共助が自助を支えるという考え方を基本とし、介護保険優先原則は合理的とした。そして、介護保険サービスを障害者が利用する際の利用者負担制度を創設するなど、なし崩し的に障害福祉制度と介護保険制度を一体化していく方向性が示されている。今回の法改正は小改訂だが、政省令等に委ねられているものも多く、国会軽視、官僚中心の審議ともいえよう。

この障害者総合支援法の改正は、障害者自立支援法違憲訴訟団との基本合意文書にも反し、JDでは12月2日に厚生労働大臣と社保審障害者部会の構成員に対し「障害者総合支援法施行3年後の見直しにあたっての介護保険優先原則に関する要望」を提出し、担当課との話し合いを行なった。

2016年3月24日に開催された「第3回新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」（厚生労働省の官僚50名で構成）では、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」実現に向けた工程表（案）を示した。職員配置や施設整備基準を規制緩和し、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを、実現しようとするものだ。結局「総合的な福祉サービスの提供」とは、結果的に安上り施策への誘導であり、高齢分野に障害分野が吸収されていくようでもある。一見耳触りのよい「総合的な福祉サービス」の背景に何があるの

か、歴史が逆戻りするような事態が憂慮される。

こうした動きを背景に、障害者自立支援法違憲訴訟団とさまざまな関係団体との実行委員会により JD が事務局として参画し、ふつうに生きたい くらしたい！ 障害者権利条約、基本合意、骨格提言の実現めざす 4.21 全国大集会を行なった。3,000 名の参加によりこの実現に向けて連帯して運動をすすめていくことを確認し合った。

## ■ 北極星としての障害者権利条約（以下、権利条約）

日本が 2014 年に批准した権利条約は、第 35 条で、発効後 2 年以内に国連の障害者権利委員会への、報告書の提出を締約国に義務づけている。2015 年には外務省が各省庁に権利条約の履行状況の報告を求め、政府報告書をまとめた。2016 年 2 月がその期限であったが、早晩国連へ提出される見通しである。

JD では、「権利条約の報告に関する検討会」を設置し、権利条約の意味や意義を加盟団体と共有した。政府報告書に対する民間団体から提出するパラレルレポート作成を念頭に置き、加盟団体にアンケートへの協力を求めた。そして、権利条約を物差しにしながら、それぞれの団体が困っている実態などを報告し合う機会を設けてきた。

期待していた政府報告書は、多くの関係者を落胆させた。政府報告書には権利条約の履行状況と障害のある人の実態を明らかにし、課題を示すことが求められている。しかし、日本の政府報告書は法制度の説明に終始した。また、権利条約では障害関係団体の意見を聴くことが求められているが、政府は内閣府に設置されている障害者政策委員会での審議に付しただけで、この点でも課題を残した。

JD では、政府報告書に対する意見募集（パブリックコメント）に対し、2016 年 2 月 10 日に意見を提出した。多くの加盟団体がパブリックコメントを提出し、JD のホームページでもその内容を公開した。まさに日本の障害者施策の課題が浮き彫りになっており、こうした課題こそが政府報告書に盛り込まれるべきだったといえよう。

私たちは、権利条約を北極星とし、障害者施策の向上に向けて、権利条約の力を存分に生かすことをめざしている。障害間の格差、障害のある人となない人の間の格差を解消し、「他の者との平等」の実現に向けて、歩みを進めていかねばならない。

## ■ 「いのち」を守るための闘い

2016 年 4 月 14 日に起こった熊本地震は、余震が続き、熊本・阿蘇地方に大きな被害をもたらしている。日本障害フォーラム(JDF)は災害総合支援本部を設置し、被災地障害者支援センターくまもとと連携し、支援を始めた。JD は JDF の一員として、今後も起こりうる災害をも見据え、東日本大震災への支援と合わせて、障害のある人たちの安否確認をはじめ、必要な支援を行うため、現地への支援員の派遣や募金の取り組みを進めていく。

2016 年 4 月、障害者差別解消法が施行された。あらゆる差別を禁止する権利条約が生み出した法であるが、課題も山積している。行政のすべての部局に、障害のある人への理解を深め、障害者差別に当たる法や制度がないか総点検を求めたい。そして、障害のある人への理解が社会に広がり、深めていくために知恵と工夫を重ね、障害のある人や家族が自ら受けた差別を躊躇せず訴えられる環境づくりを求めたい。

障害のある人が権利の主体であるという視点で、警察官の取り押さえによって死亡した佐賀の安永健太さん（知的障害のある青年）事件を見ていくことも大切だ。2015 年、福岡高裁で原告である遺族の訴えが退けられ、遺族は最高裁に上告した。また、生活保護基準切下げ違憲裁判が全国で展開され、障害のある人たちも多数原告となった。司法の場で障害のある人のいのちの重みを問い、障害のある人が自らの生きる権利を守るために立ち上がり、闘っている。これを JD としても応援していきたい。

障害者虐待防止法は施行から 3 年経ったが、見直しに向けた動きが見えてこない。障害のある人の尊厳を尊重し、権利の主体であることを明確にする法制度が、実質的に障害のある人たちの権利擁護に資するものとなることは、権利条約締約国の責務であると指摘しておきたい。

権利条約の批准は、この国の為政者が、障害のある人が権利の主体であると認めたということである。国が批准という形で交わした約束を蔑ろにされないように、声を上げていくこと、政策提言を行なっていくこと、仲間の輪を広げ、強めていくこと、こうした JD の使命を果たしていくために、JDF の連帯を基盤にしながら、2016 年度の活動を進めていきたい。